特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
25	児童手当の支給に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津若松市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり、平成14年度に 会津若松市情報セキュリティーポリシーを策定し、これに基づいて各種情報管理等を行っている。

評価実施機関名

会津若松市長

公表日

令和7年3月24日

関連情報 T

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務					
②事務の概要	児童手当は、父母等の児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とするものである。 児童手当の支給事務に関し、児童手当法及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①認定請求の受理・審査・通知 ②額改定請求の受理・審査・通知 ③未支払請求の受理・審査・通知 ④各種届出の受理・審査・通知 ⑤受給者台帳の登録・管理 ⑥手当の支給					
③システムの名称	総合行政システム(標準化前)、総合行政システム(標準化後)、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)					
2. 特定個人情報ファイル	名					
児童手当情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法別表第81の項					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康福祉部 こども家庭課					
②所属長の役職名	こども家庭課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	郵便番号 965-8601 会津若松市東栄町3番46号 健康福祉部 こども家庭課 0242-39-1243					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	郵便番号 965-8601 会津若松市東栄町3番46号					

	健康福祉部 こども家庭課 0242-39-1243	
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した	
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年1月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和	17年1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の	種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実力 載されている。	項目評価書] は、それぞれ重点¤	頁目評価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価。 2) 基礎項目評価。 3) 基礎項目評価。	書及び 書及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(生和担併ラルは	D-607=17	た海がわるモナト	./)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		分である	で通じた八千を味	<選択肢> <選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	ŧ			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報:	是供ネットワークシ	ステムを通じた提供	共を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続	[]接	続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		

7. 特定個人情報の保管・消去							
	固人情報の漏えい・滅 員リスクへの対策は十	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人	手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	判断の根拠	以下のような場合に、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの場合においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄					

9. 監	査							
実施の	D有無	[〇] 自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・啓発								
従業者	舌に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 🛔	最も優先度が高いと 考	きえられる対策		[]全	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優る対策	憂先度が高いと考えられ :	<選択肢> 1) 目的外の入手が行わ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正が 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク 7) 情報提供ネットワーク	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策					
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	判断の根拠	ントクラウドは国が実施した特 情報が記載された書類は施율	定個人情 できる場所	報保護評価に 所に保管しす	シトクラウドにて運用することとなるが、基づき、適切に管理されている。また、 基づき、適切に管理されている。また、 るとともに、特定個人情報が記録された 個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ	特定個人 :書類等を		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	所属長	課長 藤森 佐智子	課長 渡辺 匡子	事後	
平成29年4月1日	所属長	課長 渡辺 匡子	課長 小林 浩治	事後	
平成31年4月1日	所属長の役職名	課長 小林 浩治	こども家庭課長	事後	
平成31年4月1日	新様式に変更			事後	
令和3年2月5日	再実施			事後	
令和7年3月24日	○評価書名 ○個人のプライバシー等の権		特例給付の文言を削除	事後	児童手当法改正
令和7年3月24日	○ I -3個人番号の利用 ○ I -4-②法令上の根拠	別表第1の56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 【情報照会】・別表第2の74の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第2命令」という。)第40条・別表第2の75の項【情報提供】・別表第2の75の項【情報提供】・別表第2の26の項 番号法別表第2命令第19条第1号の力・別表第2の30の項・別表第2の87の項 番号法別表第2命令第44条第1号の力		事後	番号法改正
令和7年3月24日	Ⅳリスク対策		項目を追加	事後	新様式に変更
令和7年3月24日	再実施			事前	基幹業務標準化に伴う再実施